

はじめに

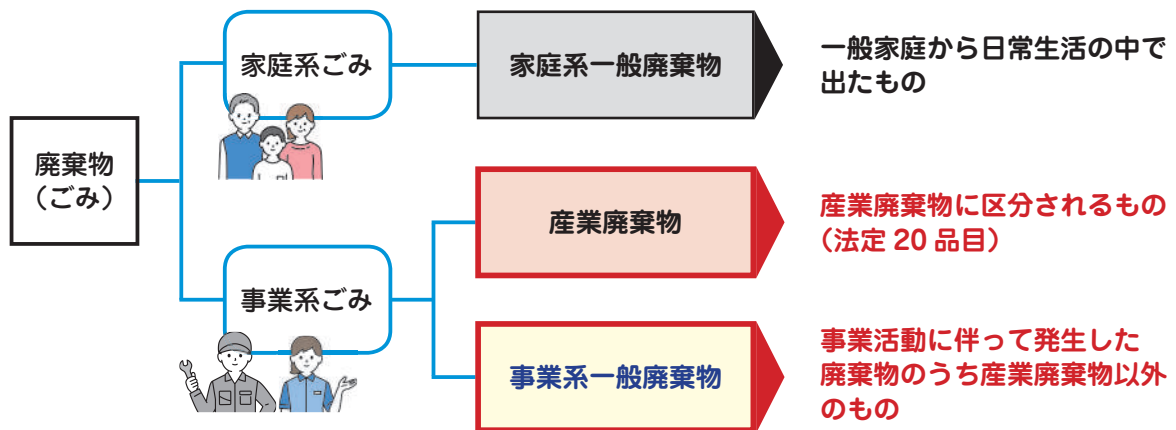
東広島市の廃棄物処理施設には、毎年約6.3万トンのごみが搬入されます。そのうち事業所から出る事業系一般廃棄物は約2.7万トンで、全体のおよそ4割を占めています。これらの中には、資源として再利用できる紙類など、リサイクル可能なものも多く含まれています。

本ガイドブックは、事業所の皆さま向けに事業系ごみの正しい出し方や減量・リサイクルの方法などの要点をまとめたものです。本ガイドブックを参考に、事業系ごみの分別・リサイクルの推進のための取組みにご協力いただければ幸いです。

廃棄物の区分と事業者の責務

廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類を「産業廃棄物」と定め、それ以外を事業系一般廃棄物としています。



- **事業活動**とは、会社・工場・事務所・店舗など営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公署など公共サービスなどや非営利の各種団体（NPOなど）・宗教法人なども含みます。また、個人営業や農林水産業のごみも対象です。
- 事業活動に伴って発生した廃棄物がすべて産業廃棄物になるわけではありません。

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、資源の有効化利用の促進に関する法律など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物に関する事業者の責務 【廃棄物処理法 第3条】

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を行うことにより、その**減量に努めなければならない。**
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、**国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。**

自己処理責任

ごみの減量

市施策への協力

不法投棄・屋外焼却・市外処理の禁止

事業系ごみの処理に関して、市内で下記のような法令違反が見られます。くれぐれも法令違反にならないようご注意ください。

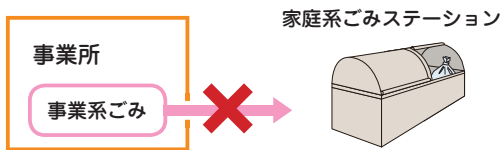
◆ **事業系ごみは、家庭系ごみステーションに出せません。**

◆ **事務所兼住居の場合は、別々に処理してください。**

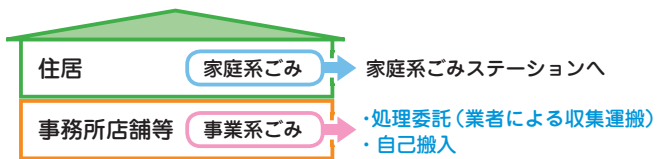
【廃棄物処理法 第 16 条】 何人も、**みだりに廃棄物を捨ててはならない。**（投棄禁止）

【同第 25 条】 次の各号いずれかに該当する者は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）
 (14) 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

● 事業系ごみを家庭系ごみステーションに出す行為は不法投棄と見なされます。



● 事務所や店舗等と住居が同一建物であっても、それぞれ分別して適正に処理してください。



◆ **屋外焼却（野焼き）は禁止されています。**

【廃棄物処理法 第 16 条の 2】

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**（焼却禁止）
（屋外焼却の例外）

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（**適法な焼却炉**での焼却等）
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却（地域行事のどんど焼き、キャンプファイヤー、刈草の焼却、畦焼きなど）

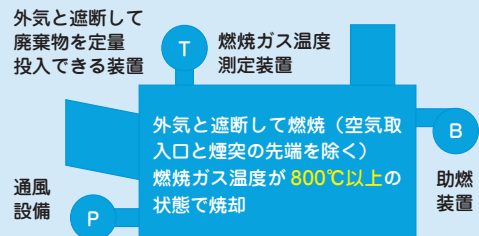


【同第 25 条】

5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）
 (15) 第 16 条の 2 の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

適法な焼却炉
 (イメージ)

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
- ・ 煙突の先端から火炎や基準を超える黒煙を出さないこと
- ・ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと



※ 焼却炉の設置にあたっては、ごみの種類や処理能力によって、届出や許可が必要になります。
 ※ 事業系ごみを焼却した後の灰は、産業廃棄物「燃え殻」として処分する必要があります。

◆ **一般廃棄物は市外で処理できません。**

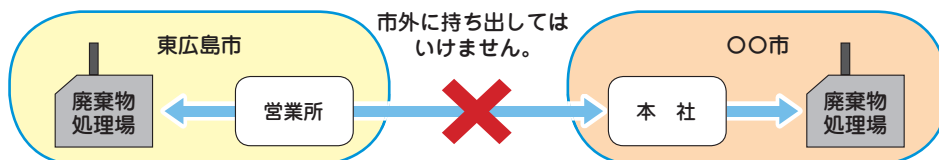
【廃棄物処理法（関係条文抜粋）】

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

第 6 条の 2 **市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。**

市外処理の例
 (イメージ)



※ 産業廃棄物や資源ごみは市外での処理が可能です。